

農地中間管理事業に係る

豪雨災害支援措置

この度の豪雨災害に遭われた皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

岡山県農地中間管理機構では、農地中間管理事業を利用されている農家の皆様のうち、平成30年7月の豪雨により被災された方を対象に、農用地等の賃借料（金納・物納）に関する支援措置を実施しています。支援を希望される方は、申請が必要となりますので、お住いの市町村農政担当課又は農地中間管理機構までご相談ください。

支援内容

1 受け手の賃借料（金納）の支払いを猶予

賃借料は、毎年12月15日までに受け手の方から当機構の口座へ振り込んでいただいておりますが、甚大な被害により期日までに支払いが困難な方は、平成30年度分の賃借料の支払いを翌年3月15日まで猶予します。

【受け手の支払期限】

通常の支払期限

12/15

猶予後の支払期限

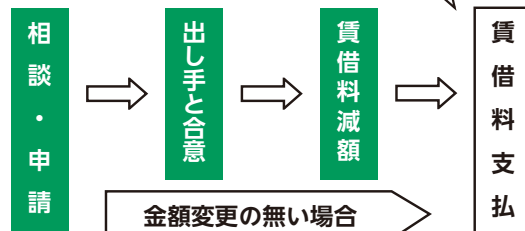
平成31年
3/15 (金)

○平成30年**10月15日(月)**までに、所定の申請用紙で手続きを行ってください。

2 平成30年度賃借料の変更に対応

豪雨災害により平成30年度分の賃借料（金納・物納）の変更を希望される場合は、個別に対応します（出し手の同意が必要となります）ので お早めにご相談ください。

【賃借料の手続きの流れ】



○平成30年**10月15日(月)**までに、所定の申請用紙で手続きを行ってください。

※物納の場合は、ご希望を聞いた上で、対応させていただきます。

■出し手の方に対しては、支払い猶予を受けた農地であっても、賃借料を機構から契約どおりお支払いします（支払い期日：毎年12月25日）。

詳細は、お住いの市町村農政担当課又は農地中間管理機構にお問い合わせください。

岡山県農地中間管理機構

（公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団）

〒703-8278 岡山市中区古京町 1-7-36（県庁分庁舎 4 階）

☎ 086-226-7423 FAX 086-206-7330

●備前支部 〒700-0817 岡山市北区弓之町10-26 第五近宣ビル3階

☎ 086-212-2210 FAX:086-212-2230

●備中支部 〒710-8530 倉敷市羽島1083（備中県民局 3 階）

☎ 086-435-7720 FAX:086-435-7730

●美作支部 〒708-8506 津山市山下53（美作県民局農業振興課内）

☎ 0868-23-1325 FAX:0868-23-1510